

「長崎県漁業調整規則（改正案）」に対する パブリックコメントの募集結果について

「長崎県漁業調整規則（改正案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 募集期間

令和2年9月11日から令和2年9月30日まで

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

県ホームページに掲載

漁業振興課、県民センター

各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）等

4. 意見件数

4件

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	案に修正を加え反映させたもの	0
B	・案にすでに盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの	4
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	0
E	その他	0
合計		4

6. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

番号	該当条文	意見内容	対応区分	回答
1	第 15 条第 1 項第 2 号 (許可の有効期間)	違反情報が多い沖合漁業ならば許可の有効期間は暫定期間とし違反情報を確認後、許可期間を決定するのは如何でしょうか。 暫定期間は 1 年で様子見ては如何でしょうか。	B	許可の有効期間に関しましては、同第 15 条第 2 項の規定の中で、知事は漁業調整のため、必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることとなっており、ご指摘の通り、漁業の状況を勘案しながら、必要に応じて許可期間の見直し等の対応を行いたいと考えております。
2	—	このままでよいと思います。 幸いにして長崎は漁業が盛んで、魚がおいしいと思います。 これからも長崎の魚をおいしく食べていきたいです。	B	貴重なご意見ありがとうございました。
3	—	案のままで問題ない。漁業の環境が悪くなっているので新しい案に賛成する。	B	貴重なご意見ありがとうございました。
4	第一章総則 第二条	申請を各振興局でも出来るので、利便性が向上に繋がったのではないのでしょうか。その他も特に問題はありません。	B	貴重なご意見ありがとうございました。